

履修規程

(学則 第 11 条関連)

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 学生が卒業資格を得るための履修は、学則第 9 条から第 23 条までの規定及びこの履修規程の定めるところによる。

2 履修とは第 4 条に定められた学科目の講義（演習・実験実習・実技・製図等を含む。）を受講することをいう。

第 2 章 科目の履修

(卒業単位)

第 2 条 学生が 4 年以上在学し卒業資格を得るためには、124 単位以上を取得しなければならない。

2 上記の卒業に必要な 124 単位のうち、共通総合教育科目及び専門科目の内訳は、次のとおりとする。

区 分	学 科	単 位	
共通総合 教育科目	航空工学部	航空工学科	36
	工学部	情報電子システム工学科	36
		機械システム工学科	
		自然環境工学科	
		建築デザイン学科	
専門科目	航空工学部	航空工学科	88
	工学部	情報電子システム工学科	88
		機械システム工学科	
		自然環境工学科	
		建築デザイン学科	

3 共通総合教育科目 36 単位の科目区分別の内訳は、次のとおりとする。

航空工学部

学科・コース	科目区分	最低修得単位数			計
		必修科目	選択科目	全科目から	
航空工学科	自己発見力	0	6	6	36
	工学基礎力	10	2		
	社会人基礎力	8	4		
	一般教養	0	0		
	計	18	12	6	36

工学部

学科・コース	科目区分	最低修得単位数			計
		必修科目	選択科目	全科目から	
情報電子システム工学科 (情報工学ビジネス分野 を除く。) 機械システム工学科 自然環境工学科	自己発見力	0	6	6	36
	工学基礎力	10	2		
	社会人基礎力	8	4		
	一般教養	0	0		
	計	18	12	6	36

建築デザイン学科					
情報電子システム工学科 情報工学ビジネス分野 (東京上野キャンパスを 除く)	自己発見力	0	6	4	36
	工学基礎力	2	6		
	社会人基礎力	8	10		
	一般教養	0	0		
	計	10	22	4	36

※一般教養科目：日本語科目、他大学等履修科目及びその他指定する科目

- 4 専門科目 88 単位の学科及びコース別の内訳は、次のとおりとする。

航空工学部

学 科	適用のコース	最低修得単位数		
		必修科目	選択科目	計
航空工学科	航空工学専攻	14	74	88
	航空操縦学専攻	14	74	
	航空整備工学専攻	14	74	
共通・専門一般		0	0	

工学部

学 科	適用の分野	最低修得単位数		
		必修科目	選択科目	計
情報電子システム工学科	知的情報ネットワーク	42	46	88
	デジタルコンテンツ	42	46	
	情報工学ビジネス	40	48	
機械システム工学科	ロボット・メカトロニク	53	35	88
	先端交通機械工学	68	20	
	医療福祉ロボット	53	35	
	スポーツ科学	54	34	
自然環境工学科	まちづくりデザイン	62	26	88
	グリーン環境デザイン	62	26	
建築デザイン学科	建築デザイン	44	44	88
	インテリアデザイン	44	44	
	VR デザイン	44	44	
各学科共通・専門一般		0	0	

注1 選択科目のうち、科目区分において、最低修得単位数が指定されているものは、当該区分内で所定の単位数を修得するものとする。

その他の選択科目は、学科又は科目区分の中から自由に取得できる。

注2 卒業研究（4単位）は、専門科目の必修に含まれる。

注3 他学科科目は、指定された共通科目又は単位互換が認められる科目を除き、卒業要件単位として取り扱われない。

注4 教職教育課程科目の教科に関する科目のうち、一種免許状「技術」及び「工業」に関わる科目は、各学科専門選択科目として、卒業要件単位に加算される。

(単位算定基準)

第3条 各授業科目（以下「科目」という）の単位算定基準は、学則第12条により次のとおりとする。

(1) 講義及び演習については、15～30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験・実習・製図及び実技については、30～45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規程にかかわらず、卒業研究、卒業制作等（以下、「卒業研究」という）の科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には4単位を授与する。

(履修科目及び単位)

第4条 各年次の学生が履修する科目及びその単位は、学則第9条別表第1のとおりとする。

第3章 卒業研究

(卒業研究への着手)

第5条 学生は、履修する科目について卒業要件単位を100単位以上取得しなければ卒業研究に着手することが出来ない。

2 学生は、3年終了時に前項の要件を満たしていないときは、その学年を留年とする。

3 留年生は、次年度前期を履修し、卒業要件単位を100単位以上取得した場合、秋季に4年に進級させ卒業研究に着手することができるものとする。

(卒業研究の対象)

第6条 卒業研究は、当該学科の専門科目又は専門科目と関連のある事項を対象とするものとする。

(卒業研究の届け出等)

第7条 卒業研究の題目は、第4年次の前期講義開始後1か月以内に指導教員の同意を得て教学課に届け出なければならない。

2 卒業研究の成果は、所定の日時まで提出するものとし、所定の日時に遅れて提出されたものは原則として受理しない。

(審査)

第8条 卒業研究は、別に定められた審査会の審査に合格しなければならない。

第4章 受講

(講義の種類)

第9条 講義は、その開講期間、内容等によって、次のとおりとする。

- (1) 通年講義 (1年間の継続講義)
- (2) 前期完結講義 (前期開講、完結の講義)
- (3) 後期完結講義 (後期開講、完結の講義)
- (4) 集中講義
- (5) 特別講義
- (6) 補習講義 (補講)
 - ア 定期試験前補習講義
 - イ その他の補習講義

(通算期の名称)

第9条の2 入学後の通算する期の名称は、当初の期を第1期(編入学の場合は、第5期)とし、以後連続番号をもって呼称する。

(閉講)

第10条 選択科目は、年次により開講しないことがある。

2 開講した講義でも受講人員が10名に満たない場合には、開講を取りやめることがある。

(受講の制限等)

第11条 各講義は、その内容、講義室、教育機材等の都合により受講人員を制限することがある。

2 コース、課程、講座、その他系列等の講義については、第1項の規定のほか、それぞれの定めるところにより、一貫した関連科目を受講しなければならない。

(履修の特例)

第11条の2 本学の履修において、外国人留学生の授業科目選択上支障が生じるおそれのある場合、あるいは学生にとって修学上望ましいと判断される場合等にあつては、卒業研究、実験・実習等を除き、当該学科の1つ上位年次の科目を受講することができる。

2 前項の受講については、当該学科科目担当者の了解を得るものとする。

(他大学等授業の受講)

第11条の3 学生は、本学における履修に支障のない範囲において、鹿児島県内大学等間授業交流(単位互換)制度を利用して、他大学等の授業を受講することができる。

2 前項については、別に定める。

(受講の選択)

第12条 同一科目につき2つ以上の講義が開講されているときは、選択して受講することができる。ただし、授業の都合上受講を特に指定しているときは、この限りではない。

(他学科科目の受講と単位認定)

第12条の2 本学における履修において、学習目標の達成、就職業種関連内容の修得、履修希望科目の重複等のため、必要により他学科科目の履修を希望する場合は、これを受講することができる。

2 前項の受講については、当該学科及び他学科科目担当者の了解を得るものとする。

3 他学科での履修科目の単位認定等基準は、次のとおりとする。

(1) 次の科目については、卒業要件単位として認められる。

ア 共通科目として指定されたもの

イ 互換単位として認められたもの

(2) 上記に該当しない科目については、自由選択科目として、履修記録される。

(3) 次の科目は、履修できない。

ア 卒業研究

イ 製図、実習、実験等

ウ 受講者が制限されるもの

エ その他学科が定めるもの

(履修登録)

第13条 学生は、履修しようとする科目について、当該学期の履修登録期間内に、所定の方法による履

修登録を行わなければならない。

2 学生が、年間に履修登録できる科目の総単位数は48単位を上限とする。ただし、当該年度の前年度のGPAに基づき、次の単位数を上限とすることができる。

GPAが3.5以上の者 60単位

GPAが3.0以上3.5未満の者 55単位

GPAが2.5以上3.0未満の者 50単位

3 前項に定める上限単位数には、他学科科目、教職に関する専門科目（学科の専門選択科目として取り扱う科目を除く。）及び別に指定する科目の単位は含まないものとする。

4 第1項に規定する期間内に所定の手続きを行わない者は、授業を受けることはできない。ただし、特別の事由があると認められる場合は、科目担当教員及び所属の学科又は教学課に届けて承認を得たのち、その科目を履修することができる。

（履修登録の制限に関する特例）

第13条の2 学生が第13条第2項の規定にかかわらず、履修登録できる総単位数の上限を超える科目の履修を希望し、かつ、所属の学科又は教学課が特別の事由があると認めた場合には、教務委員会に諮り承認を得たのち、学生は所定の履修申請書を教学課に提出することにより、上限単位数を超える科目を履修することができる。

（履修登録の変更）

第14条 一旦履修登録した科目は、正当な理由なしに変更することはできない。

第15条 受講の取り消しは、所定の期日までに教学課に届け出たときに限ってこれを承認する。

ただし、一旦取り消した科目の復活は、これを認めない。

第5章 試験及び成績考査

（試験）

第16条 科目の試験は、各学期末に行う定期試験及び追・再試験のほか、臨時にこれを行うことがある。

（試験の代替等）

第17条 実験・実習・実技・演習・製図の科目の試験は、平常の成績をもって、これに代えることがある。

（受験の制限）

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合には、試験を受けることができない。

(1) 試験を受けようとする科目をその学期において履修していないとき。

(2) 授業料その他の納付金を完納していないとき。

(3) 受験に際して有効な学生証を携帯していないとき。

(4) 試験開始より20分以上遅刻したとき。

(5) 原則として授業時数の3分の1を超えて欠席した場合には、その科目の受験資格はなくなる。

（補講等の受講は出席回数に加味される。）

ただし、体育実技及び工学実験科目に関しては、別に定める。

2 次の理由による欠席は、公欠として出席に準じて取り扱われる。この際、証明する書類を必要とする。

- (1) 就職試験を受験する場合
- (2) 父母・兄弟等3親等以内の葬儀に参加する場合
- (3) その他妥当と判断される理由のある場合

(成績)

第19条 成績は、第16条及び第17条に基づいてこれを定める。成績は、出欠状況を加味することがある。

第20条 成績は、最高100点、最低0点の点数をもって評価する。

第21条 学則第11条所定の成績評価は、次の基準による。

- (1) 秀 100点より90点まで
- (2) 優 89点より80点まで
- (3) 良 79点より70点まで
- (4) 可 69点より60点まで
- (5) 不可 59点以下

(受験中の不正行為)

第22条 受験中に不正行為を行ったものに対しては、原則として、その学期の試験科目全部の成績評価を0点とする。

(追試験)

第23条 第18条に抵触することなく、病気、その他やむを得ない事由により学期末定期試験を受けることができないものに対しては、本人の願い出により、追試験を行うことがある。

2 前項の「やむを得ない事由」とは、次の場合をいう。

- (1) 診断、入院等を要する病気
- (2) 就職試験
- (3) 父母・兄弟等親戚の死亡
- (4) 学友会活動
- (5) その他妥当と判断される理由のある場合

(追試験の願い出)

第24条 前条の願い出は、当該科目の定期試験の前日までに、科目担当者（非常勤講師の場合は、教学課）に対して、事由の証明できる資料等をもって行わなければならない。ただし、突発的な事故の場合は、この限りではない。

(追試験の実施)

第25条 追試験は、当該学期末の追・再試験において行う。

(追試験の受験料)

第 26 条 追試験の受験料は、1 科目につき 1,000 円とする。ただし、就職試験及び父母、兄弟姉妹死亡による忌引の場合は免除する。

(追試験の成績)

第 27 条 追試験の成績は、その得点の 8 割とする。

(再試験)

第 28 条 試験の結果不合格（「再」：再試験）となった科目については、再試験を行う。

(再試験の実施)

第 29 条 再試験は、毎年度 1 回だけ行う。

(再試験の受験)

第 30 条 当該年度学期末の定期試験又は追・再試験に不合格（「再」：再試験）となった科目について、翌年度まで再試験を受験できるが、それ以後はこれを受験できない。

(再試験の受験料)

第 31 条 再試験の受験は、1 科目につき 2,000 円とする。ただし、有効期間は当該年度内とする。

(再試験の成績)

第 32 条 再試験の成績は、最高を「可」とする。

(再履修)

第 33 条 試験の結果不合格（「再」：再試験又は「履」：再履修）となった科目は、本人の願出により再履修を認めることがある。

(再履修の制限)

第 34 条 試験の結果合格点を得た科目は、再履修することができない。

(再履修の試験)

第 35 条 再履修を認められた者は、期末定期試験を受験するものとし、前年度の当該科目に関わる再試験を受験することはできない。

(G P Aによる総合成績の評価)

第 36 条 学生の総合的な成績は、G P A (Grade Point Average) を用いて評価する。

2 G P Aは、学生が履修登録した全ての科目について、評価点 (Grade Point) をつけ、この評価点を各々の科目の単位数による加重をつけて平均した値である。

成績評価を評価点に換算する場合は、次の基準によるものとする。

評価点	G P	評価記号
90点～100点	4.0	S
80点～89点	3.0	A
70点～79点	2.0	B
60点～69点	1.0	C
59点以下	0.0	D

3 G P Aは、学期ごと、年度ごと、通算の値を算出する。

4 第 11 条の 3、第 12 条の 2 により単位認定された科目、別に指定する科目は G P A の計算の対象には含めない。

5 不可となった科目を再履修した場合、通算の G P A を算出する場合に限り、再履修時の成績評

価をG P Aの計算の対象とする。

(単位換算)

第 37 条 国外及び国内における集中講義等に出席し、所定の課程を終了した場合は、レポート等を本学の担当学科に提出し、当該学科の了承を得て単位を認定することができる。ただし、細目については別に定める。なお、換算単位は4単位を超えないものとする。

(共 通)

第 38 条 追再試験又は再履修を希望する者は、所定の期日までにそれぞれの願書を教学課に提出しその指示を受けなければならない。

第 39 条 実験・実習・実技・設計・製図等の科目に不合格となったものの取扱については、第 29 条以下を準用する。

(細部事項)

第 40 条 履修の細部に関する事項は、年度ごと又はその都度、別に示す。

附 則

- 1 本規程は、昭和 44 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 本規程は、昭和 48 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 3 本規程は、昭和 49 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 4 本規程は、昭和 50 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 5 本規程は、昭和 54 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 6 本規程は、昭和 57 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 7 本規程は、昭和 60 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 8 本規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 9 本規程は、平成 元年 4 月 1 日から改正施行する。
- 10 本規程は、平成 2 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 11 本規程は、平成 4 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 12 本規程は、平成 5 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 13 本規程は、平成 8 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 14 本規程は、平成 13 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 15 本規程は、平成 15 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 16 本規程は、平成 16 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 17 本規程は、平成 17 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 18 本規程は、平成 19 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 19 本規程は、平成 20 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 20 本規程は、平成 21 年 4 月 1 日から改正施行する。

- 21 本規程は、平成 22 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 22 本規程は、平成 23 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 23 本規程は、平成 24 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 24 本規程は、平成 25 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 25 本規程は、平成 26 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 26 本規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 27 本規程は、平成 28 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 28 本規程は、平成 29 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 29 本規程は、平成 30 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 30 本規程は、平成 31 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 31 本規程は、令和 2 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 32 本規程は、令和 3 年 4 月 1 日から改正施行する。